

派遣法律相談説明書

(弁護士会の相談所に赴いて相談を受けることが困難な方)

神奈川県弁護士会総合法律相談センター

- *当総合法律相談センターでは、相談者又は代理の方が予約の上、各法律相談所にお越しいただき、法律相談を受けていただくことを原則としております。従いまして、特別な事情から弁護士を派遣する必要があると認められたときのみ、この制度により派遣する扱いとなっております。
- *日本司法支援センター（法テラス）の派遣相談を利用できる場合には、まずはそちらをご利用ください。

派遣法律相談とは以下のような内容の制度ですので、お申込みをされる場合には、本説明書をよくお読みください。

1. 派遣対象

高齢・障がいのために、相談所に赴いて相談を受けることが困難で派遣相談を実施することが相当と弁護士会が判断した方。

2. 内容及び条件

- ①申込者の法律問題に関する相談であること
 - ②申込者が弁護士会での法律相談を受けることができないこと
 - ③申込者の代理人(家族等)が弁護士会に来て法律相談を受けることができないこと
 - ④相談開始前に相談料の支払いが可能であること
 - ⑤派遣相談を実施するのが妥当であると弁護士会が判断すること
- ※お一人様1回限りのお申し込みとさせていただきます。

3. 派遣弁護士

弁護士会が推薦する弁護士1名を派遣いたします。
ただし、弁護士会が相当と認めた場合には弁護士2名を派遣いたします。

4. 相談時間

1時間

5. 相談料

2万円（交通費・消費税込み）

ただし、往復の交通費が1万円を超える場合は3万円（交通費・消費税込み）

6. 相談場所

申込みされた方において相談場所のご用意をお願いいたします。

7. 申込みから法律相談までの流れ

①「派遣法律相談申込書」を弁護士会にご提出ください。



②弁護士会から相談担当弁護士決定と相談料の支払い先について連絡をします。

※本制度の趣旨・目的に反し弁護士を派遣することが不相当と判断した場合、派遣できない場合がございます。



③相談料を相談担当弁護士宛に相談開始前までにお支払いください。

※事前に相談料をお支払いいただけない場合、相談を実施しません。



④相談担当弁護士から申込者に連絡し、相談日の調整を行います。



⑤法律相談実施

8. 派遣できない場合

- 反社会的な個人からの申込みの場合（暴力団関係者など）
- 違法な事業その他公序良俗に反する事業を行っている個人からの申込みの場合（悪徳商法など）
- 風営法上の性風俗関連特殊営業を行っている個人からの申込みの場合
- 申込者が過去に禁錮以上の刑の言い渡しを受け、その効力が消滅していない場合
- その他神奈川県弁護士会法律相談センターにおいて、派遣相談によるリーガルサービスの浸透を推進しようとの本制度の趣旨・目的に反し弁護士を派遣することが不相当と判断した場合

9. 弁護士への事件の依頼について

原則として1名の弁護士が受任します。ただし、依頼される方の状況や事件の内容によっては、弁護士の判断により依頼をお引き受けできない場合もあり、必ずしも貴方の希望に添えないこともありますのでその点をご承知おきください。

また、弁護士に依頼する場合には、別途、着手金・報酬金が必要です。着手金・報酬金については、依頼される方と弁護士が協議して決めることとなります。その他、日当や交通費等の実費がかかりますが、詳細は受任弁護士とご相談ください。

以上の点につき、ご了解いただける場合には、別紙の「派遣法律相談申込書」に必要事項をご記入の上、ご返送ください。

なお、同申込書に虚偽の内容が記載されていることが判明した場合等には弁護士を派遣しない、受任した弁護士が直ちに辞任する等の処置をとる場合がありますので、予めご承知おきください。

<申込み先・問合せ先>

〒231-0021 横浜市中区日本大通9番地 神奈川県弁護士会館

神奈川県弁護士会総合法律相談センター

電話：045-211-7700 FAX：045-212-0333